

議案 第15号

【保健福祉支援部介護保険課】

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護に係る根拠規定を変更するものです。

【基準省令改正の背景】

看護小規模多機能型居宅介護[※]は、介護保険法施行規則にその内容が規定されていましたが、介護保険法の改正により、複合型サービスの一類型として、介護保険法上に明確に位置付けられるとともに、サービスの拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されました。

これを踏まえ、基準省令の改正が行われました。

※看護小規模多機能型居宅介護とは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護とを組み合わせ、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービスをいいます。なお、サービスの拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスは、これまでも多様なサービスに含まれていました。

【条例改正の内容】

条例で引用している看護小規模多機能型居宅介護に係る根拠規定を変更します。

【施行期日】

令和6年4月1日